

国立大学法人東京医科歯科大学

寄附講座及び寄附研究部門規則

〔平成16年4月1日〕
規則第117号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、当該寄附講座に係る経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、当該寄附研究部門に係る経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。
- (3) 部局等 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）の第26条に定める部局等のほか、第14条の2から6に定める各統合機構、第30条に定めるプロジェクト組織、国立大学法人東京医科歯科大学スポーツ医歯学診療センター規則（平成26年規則第100号）に定めるスポーツ医歯学診療センター及び国立大学法人東京医科歯科大学高等研究院規則（平成30年規則第49号）に定める高等研究院をいう。ただし、大学院医歯学総合研究科にあっては、大学院医歯学総合研究科（医学系）と大学院医歯学総合研究科（歯学系）をそれぞれ1つの部局として扱うものとし、これら両部局の長は大学院医歯学総合研究科長又は大学院医歯学総合研究科副研究科長とする。
- (4) 設置世話人 当該寄附講座等の設置、運営等に関する窓口として寄附者と連絡調整を担い、教員の採用について責任を負う者。ただし、当該寄附講座等と同じ部局等に所属する教授又は准教授でなければならない。
- (5) 運営責任者 当該寄附講座等における、教育研究の実施について責任を持つ者

（名称）

第4条 寄附講座等には、その教育研究の内容を表す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者からの申し出があった場合には、前項の名称に寄附者が明らかとなるような字句を付加することができる。

（設置の申請）

第5条 部局等の長は、寄附講座等の設置に係る寄附の申し込みがあったときは、当該部局等の教授会又はこれに相当する機関の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 寄附講座等申込書（様式1）
- (2) 寄附講座等の概要（様式3）
- (3) 担当教員予定者の履歴書

（設置の決定）

第6条 学長は、前条の申請があったときは、教育研究評議会の議を経て、当該寄附講座等の設置の可否を決定するものとする。

（存続期間）

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として1年以上5年以下とする。

- 2 寄附講座等の存続期間は、更新できるものとする。
- 3 存続期間を更新する場合の手続きは、設置の例による。

（寄附講座等の構成）

第8条 寄附講座等には、本学の2名以上の教員を置くものとする。

- 2 前項の教員のうち、少なくとも1名は当該寄附講座等の専任教員を充てなければならない。
- 3 第1項の教員のうち、当該寄附講座等の責任者は、当該寄附講座等の専任教員である教授又は准教授を以て充てることとする。ただし、専任教員が助教または講師である場合には、学長が特に認めた場合に限り、当該寄附講座等の兼任教員である常勤の教授又は高等院特別栄誉教授が責任者を務めることができる。
- 4 第1項のほか、本学が寄附者から受け入れた寄附金により、その他必要な職員を雇用し、当該寄附講座等に置くことができる。

（教員の名称）

第9条 寄附講座及び寄附研究部門を担当する教員（以下「寄附講座等の教員」という。）の名称は、前条第2項に該当する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定有期雇用職員として雇用する場合

国立大学法人東京医科歯科大学特定有期雇用職員の就業に関する規則（平成20年規則第50号。以下「特定有期雇用職員規則」という。）第2条第1項第2号に定める名称

(2) 日々雇用職員又はパートタイム職員として雇用する場合

寄附講座（寄附研究部門）教員

（教員の身分）

第10条 前条第1号の寄附講座等の教員の身分は、期間を定めて雇用する特定の常勤の職員とする。ただし、特定有期雇用職員規則第12条の適用を受ける者又はパートタイム職員として雇用する者については、非常勤職員とする。

- 2 前項にかかわらず、外国人については、国立大学法人東京医科歯科大学外国人研究員取扱規則（平成16年規則第64号）に規定する外国人研究員として雇用することができる。

(教員の選考)

第11条 寄附講座等の教員の選考は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準（平成16年規則第59号）に準じて行うものとする。

(職務)

第12条 寄附講座等の教員は、当該寄附講座等の教育研究に従事するほか、その他の授業又は研究指導及び診療活動を担当することができる。

2 寄附講座等の教員は、当該寄附講座等における寄附目的と関連する内容に限り、科学研究費助成事業等へ応募することができる。ただし、この場合自らエフォート管理を行うものとする。

(客員教授及び客員准教授)

第13条 寄附講座等の教員のうち、第9条第2号に該当する場合については、国立大学法人東京医科歯科大学客員教授等選考規則（平成16年規則第60号）の定めるところにより客員教授又は客員准教授の名称を付与することができる。

(経費の受入れ)

第14条 寄附講座等の設置に係る経費は、国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則（平成16年規則第78号）の定めるところにより寄附金として受入れ、経理するものとする。

2 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときに限り、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。

(内容等の変更)

第15条 寄附講座等の内容等を変更しようとするときは、当該部局等の教授会又はこれに相当する機関の議を経て、当該部局等の長はその変更を学長に申請するものとする。ただし、軽微な変更については、当該部局等の長の判断により、学長への申請を省略することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第1号及び第4号について変更がない場合には、当該様式の提出を省略することができる。

- (1) 寄附講座等申込書（様式1）
- (2) 寄附講座等内容変更申込書（様式2）
- (3) 寄附講座等の概要（様式3）
- (4) 担当教員予定者の履歴書

3 学長は、前項の申請に基づき、当該寄附講座等の内容等の変更を決定するものとする。

(特許等の取扱い)

第16条 寄附講座等の教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則（平成16年規則第241号）の定めるところによる。

(成果の報告及び公表)

第17条 部局等の長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要をとりまとめ、学長に報告するとともに、公表しなければならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、当該部局等の長が定め、学長に届け出るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月28日規則第53号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日規則第55号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月14日規則第3号)

この規則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則 (令和元年11月29日規則第134号)

この規則は、令和元年11月29日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日規則第53号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

寄附者 住所(所在地)
氏名(法人にあっては代表者の職・氏名) 印

寄附講座等申込書

下記のとおり寄附講座等の設置に係る経費の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座等の名称

2 設置目的

3 設置期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 寄附金額

総額 _____ 円

5 寄附の方法

一括寄附又は分割寄附の区別
分割寄附の場合はその時期及び金額を明示する

6 寄附金の使途

7 設置世話人 (所属) (氏名)

8 附帯条件の有無

9 その他

(様式2)

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

(部局等名) 長
(部局等の長氏名)

寄附講座等内容変更申込書

標記のことについて、下記のとおり寄附講座の内容を変更したいのでご承認くださるようお願い致します。

記

1. 内容を変更したい寄附講座の名称等

(1) 名称

(2) 設置目的

(3) 設置期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(4) 寄附金額

総額 円

(5) 設置世話人 (所属)

(氏名)

(6) 担当教員及び職名 (運営責任者には◎を付すこと)

2. 変更内容

3. 変更日 平成 年 月 日

4. その他

(様式3)

寄 附 講 座 等 の 概 要

- 1 大学名（部局等の名称）
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 設置世話人
- 10 担当教員名及び職名（運営責任者には◎を付すこと）
- 11 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 12 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性